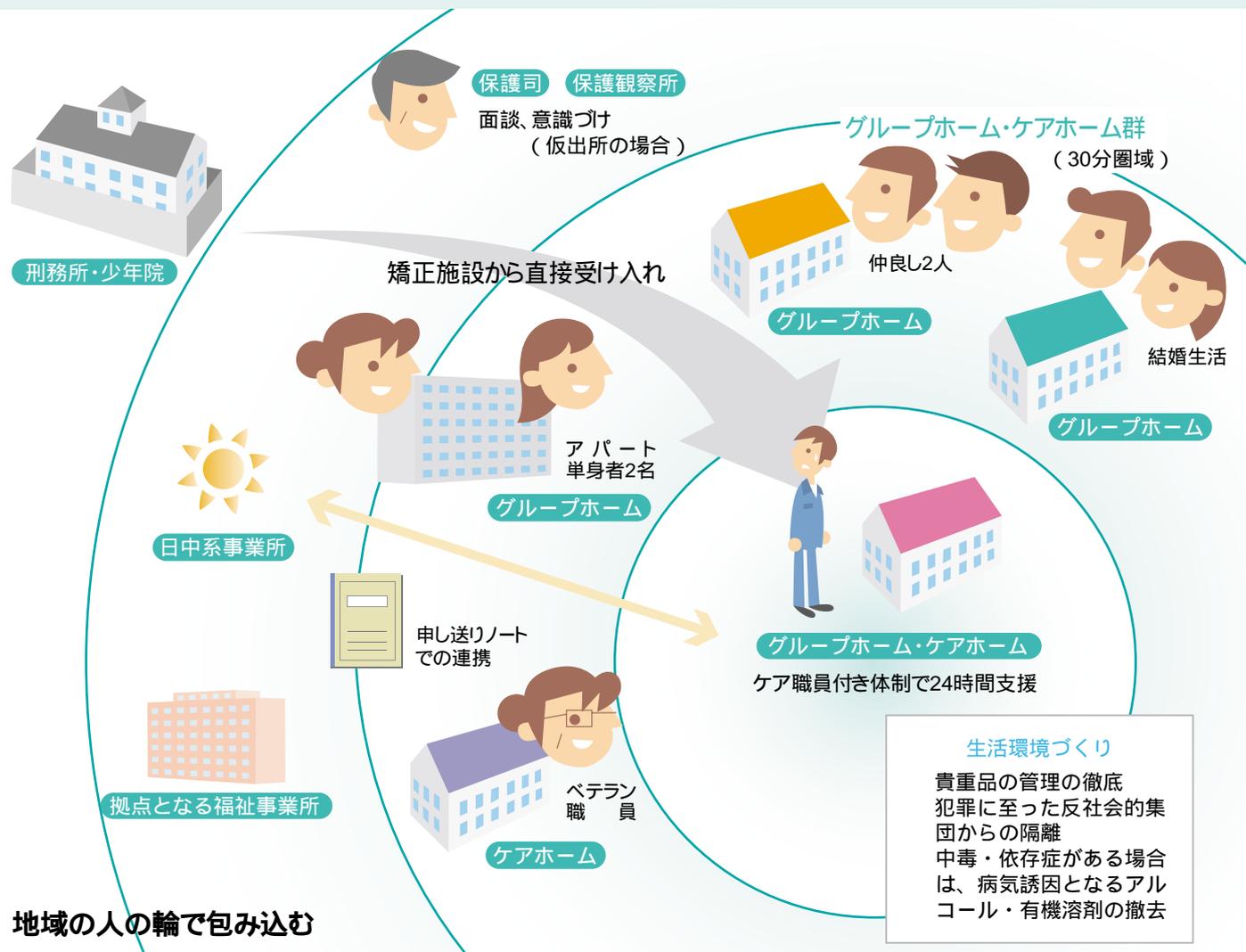


地域の中のグループホーム等でサービスを提供します。

罪を犯した障がい者が一番求めているものは、「ふつう」の環境での「ふつう」の福祉サービスと、共に歩んでくれる理解者です。矯正施設から受け入れる際には、管理的・隔離的な処遇ではなく、出来るだけグループホーム等の地域の中に受け皿を求めることが大切です。



地域の人の輪で包み込む

福祉サービスの充実が再犯防止に

私達は「罪名」に目を奪われがちです。しかし、罪を犯した障がい者は本人へ福祉が届かず、様々な要因の中で犯罪に手を染めざるをえなかった人達がほとんどでした。

そのため受け入れにあたっては、再犯防止の為に管理的・隔離的な処遇体制をとるのではなく、「地域の中で資源を活かしながら、一人一人の安心をどう作っていくか」という方針の下、原則的には矯正施設から地域のグループホーム等で直接受け入れるべきだと考えます。

ふつうの環境での生活の中で、生活することや働くことそのものを楽しみを見出していけるようにすることが、結果として再犯防止につながるのではないのでしょうか。

手厚い人的環境で支える

人間社会では、個々人が善意を持ち寄って、助け合っていくことでセーフティネットが構築されます。このような本人を包みこむセーフティネットを構築することが大切になります。

事例1のAさんの受け入れにあたっては、周りにベテラン職員があり、近くに拠点となる福祉事業所があるケアホームを選びました。また日中の職員と連携の申し送りノートを作成する等、本人を支える手厚い人的環境を整えました。

また、並行して再犯を防ぐ生活環境づくりも重要になります。

仲間づくりと居場所づくり

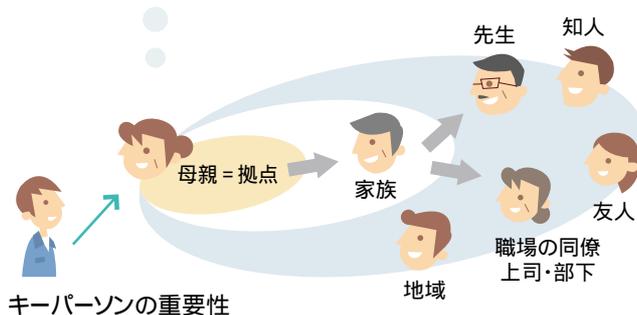
罪を犯した障がい者・高齢者は、「負のスパイラル(連鎖)」と「拠点となる家庭の崩壊」によって、「孤独と人間不信」に陥っている方が大多数です。個別支援計画では、「孤独と人間不信」の壁をときほぐすことが出来るかどうかポイントになります。

「家庭 = 拠点」の崩壊による心の壁

人は関係性の中で生きています。その「拠点」となるのが母親であり家族です。いつでも社会の風から守ってくれて、真っ先に自分の味方となってくれる家庭があるおかげで、私達は社会への第一歩を踏み出せます。罪を犯した障がい者・高齢者の背景を探っていくと、共通して家庭に恵まれていない者が多いことが分かります。両親の離婚、家族の離散、家庭内暴力、また家族性障がいによって「守る力」の欠けている家庭もありました。

帰れる場所、守ってくれる人という「拠点」がない者は、常に孤独感と不安感を抱えています。そして、犯罪(問題行動)によって人から信用されず、排除される中で、まわりから認められたくても認めてもらえない孤独感と不信感でよいように自分自身を固く防御している人も少なくありません。

人は関係性の中で支えられて生きている。
人の関係性の環境作りが安定と自信をもたらす。



「ただいま」と帰ってこられる仲間をつくる

個別支援計画においては、この「心の壁」をいかにしてときほぐしていけるかがポイントとなります。

刑務所を出た当初は、新しい環境への不安に加え、「刑務所を出て来た」という引け目から、余計に「心の壁」が高くなっています。仲間達と一緒に日中・生活を共にすること、24時間職員が付き添うことで「自分は一人ではない。多くの仲間がいる」という、安心感を持ってもらいます。色々な職員が積極的に挨拶や会話をすることで、あなたのことを気にしている人がたくさんいますという、メッセージを送ることも大切です。

「おかえり」というありのままを受け入れる環境をつくるのが、本人が「ただいま」と帰ってこられる第一歩になります。

役割による居場所づくり

次に大切になるのは居場所づくりです。グループホームでは、障がい重い方のお世話、食器洗い、食事作り等の役割を持っていただきました。生活習慣をつけることだけが目的ではありません。その過程では、他の利用者の方へ、「さんのおかげ」「さんがしてくれた」という言葉をかけるように心がけました。

感謝の言葉が返ってくるようになる中で、自分の役割がある、自分が役に立っているという自身の存在価値が芽生えてきます。グループホーム等の小さい関係性の中でも社会的使命(役割)を持つことで生きる喜びと自信の回復がなされ、自分の居場所を日々体感できていくものと思います。

自信をつける「ありがとう」の言葉

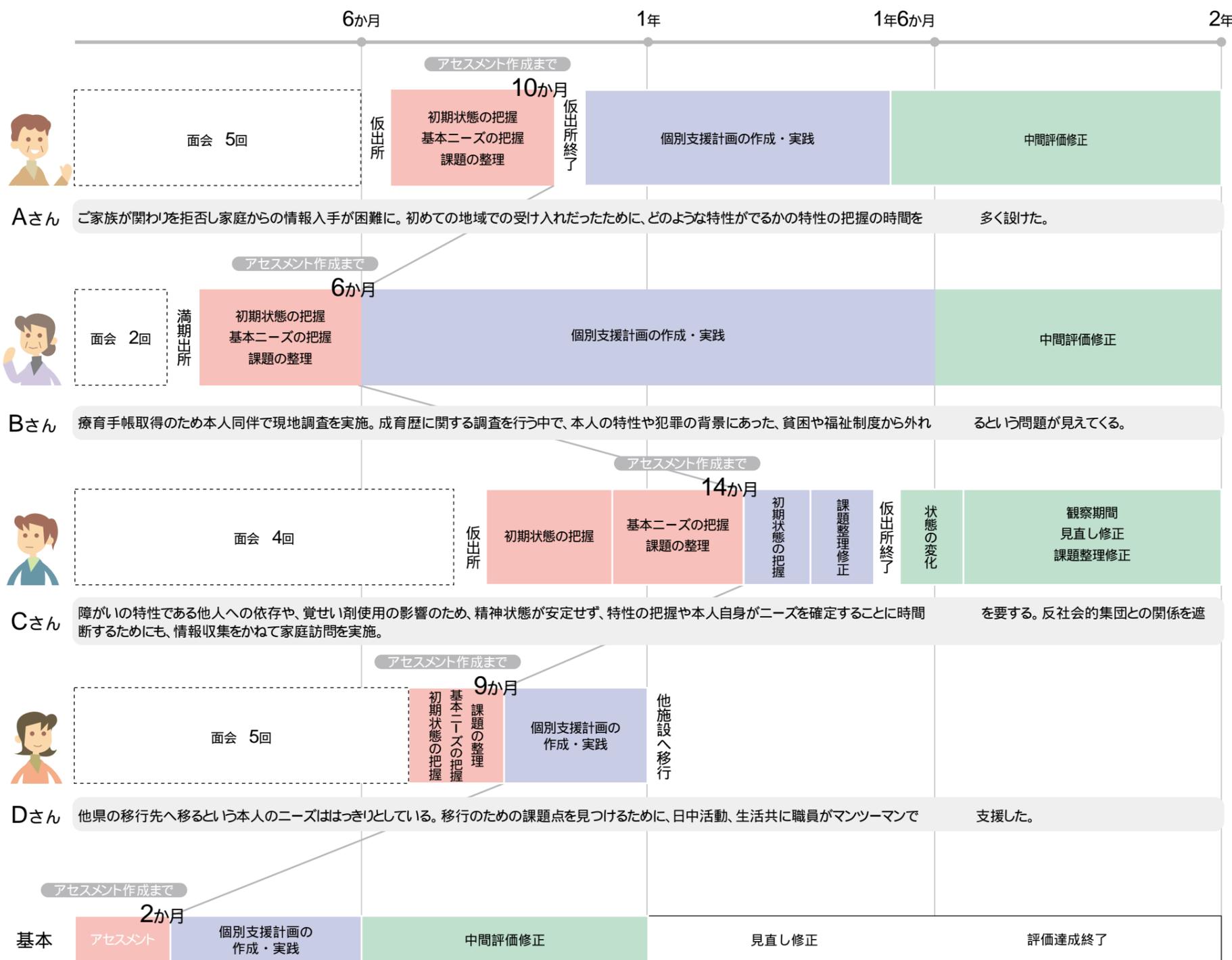
共通して言えることは人から感謝されたことが無い、又はごく少ない人達です。「おたがいさま」「ありがとう」と感謝される環境を地域の中に広げていき、社会の中での役割を見つけていけるかが、大きなポイントになります。



Point **3** 罪を犯した障がい者・高齢者の支援のまとめ

時間をかけたアセスメントが必要になります。

罪を犯した障がい者・高齢者の支援にあたって、なぜ罪を犯してしまったのかという背景を、時間をかけて丁寧に行うことが重要です。



Aさん ご家族が関わりを拒否し家庭からの情報入手が困難に。初めての地域での受け入れだったために、どのような特性がでるか特性の把握の時間を多く設けた。

Bさん 療育手帳取得のため本人同伴で現地調査を実施。成育歴に関する調査を行う中で、本人の特性や犯罪の背景にあった、貧困や福祉制度から外れるという問題が見えてくる。

Cさん 障がいの特性である他人への依存や、覚せい剤使用の影響のため、精神状態が安定せず、特性の把握や本人自身がニーズを確定することに時間を要する。反社会的集団との関係を遮断するためにも、情報収集をかねて家庭訪問を実施。

Dさん 他県の移行先へ移るとい本人のニーズははっきりしている。移行のための課題点を見つけるために、日中活動、生活共に職員がマンツーマンで支援した。

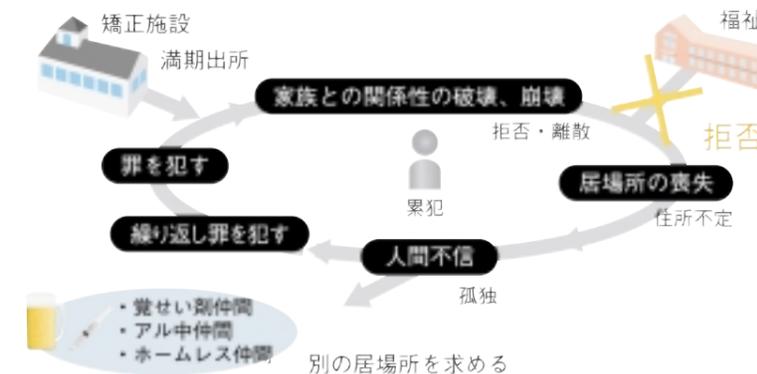
アセスメント作成の困難さ

通常知的障がい者への支援において、ポイントとなるのがアセスメントです。罪を犯した障がい者・高齢者の場合は、時間をかけて丁寧に行う必要があります。コロニー雲仙で受け入れた方は、通常の方が平均2か月でアセスメントを終了するのに対して、2～4倍以上の時間をかけました。

二次的障がいを丁寧に取り除くことが必要です

その理由として、複雑にからみあった犯罪（問題行動）の背景があります。犯罪（問題行動）は本人の性格・特性以外にも、貧困という経済的要因、福祉システムからこぼれるという社会システムの問題、発達障がい（自閉症、アスペルガー）に代表される障がい特性等が、大きく影響しています。また、知的障がいがあるために、家族や友達から認められず、気をひくために物を盗ってしまう、あるいは周囲と自己評価のギャップから自暴自棄な行動に走ってしまうというように、知的障がいから派生した二次的な障がいが犯罪の原因になっている事例もあります。単に問題行動のみに注目しては、問題の解決につながりません。時間をかけて二次的な障がいを丁寧にとりのぞき、何がその人の幸せを妨げてきたのかということ、時間をかけて見つめていく必要があります。

負のスパイラル（連鎖）からの救出



共通している二次的な障がいが、人間不信による信頼関係を構築することの難しさです。罪を犯した障がい者・高齢者は罪を犯すことで、家族を含む周囲との関係が崩壊し、自分の居場所を失い、再度罪を犯してしまうという「負のスパイラル（連鎖）」の中にいます。周囲からの孤立や、「どうせ自分は信用されていない」という自己評価の低下によって、人間不信に陥っている者が多いです。そのため、福祉サービス支援者との間に信頼関係を築くのに時間がかかり、利用者の悩みや要望（ニーズ）を聞くまでに時間を要します。

現地調査の有効性



生家への現地調査

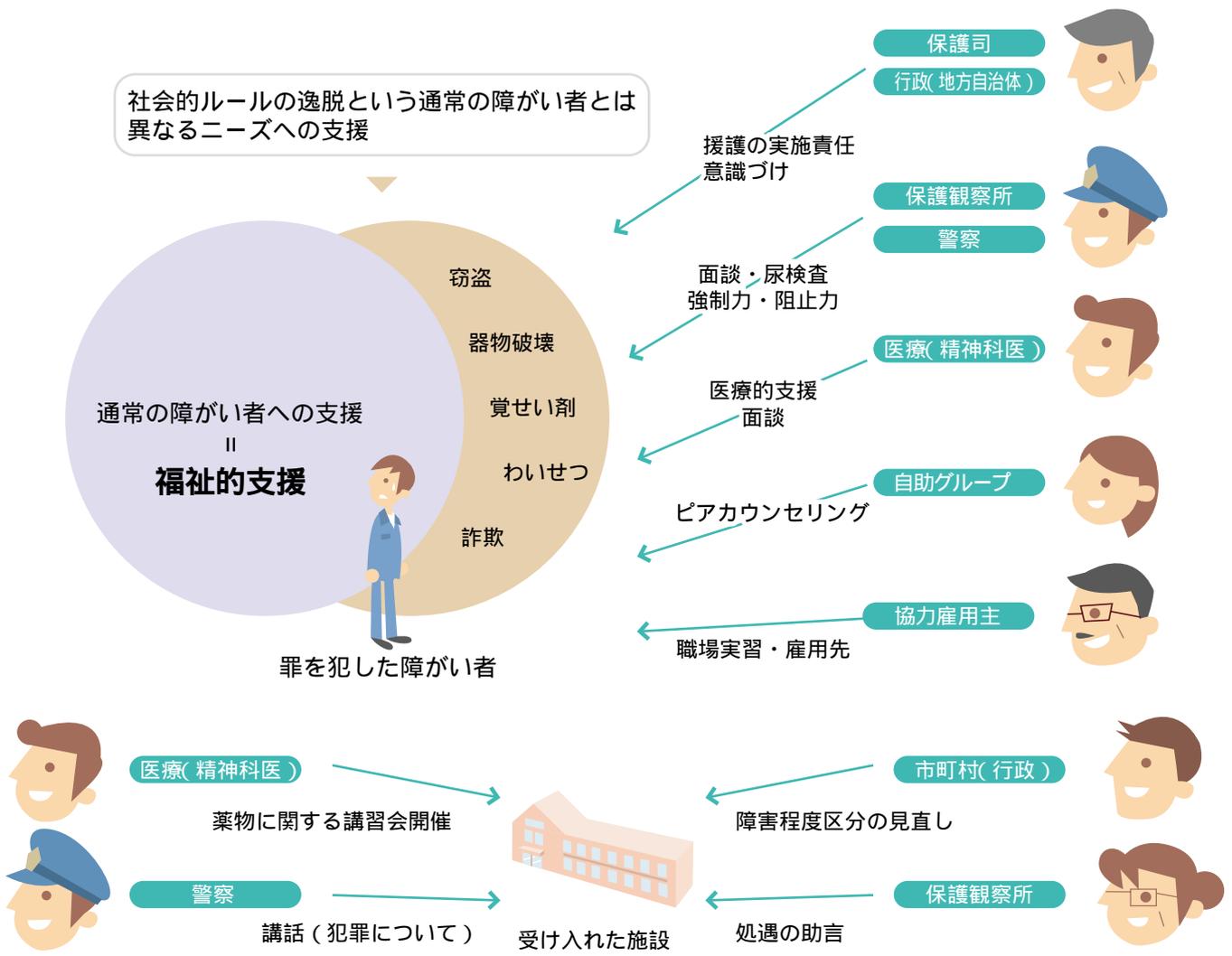
このような複雑な背景とあわせ、罪を犯した障がい者・高齢者は、入手できる情報に限りがあります。通常の行動観察と合わせて、現地調査等も有効になります。コロニー雲仙では受け入れにあたって、
 ① 現地調査（ホームレスとして生活していた場所も）
 ② 家庭訪問
 ③ 前利用施設の職員への聞き取り等を行いました。

共に歩む理解者に

この様に、足を運び細やかな情報を集めていく中で、支援員は「生きにくさ」への共感者に育てられていきます。ここで育まれた信頼関係は支援にあたっての大きな強みになります。

福祉以外の社会資源との連携

罪を犯した障がい者・高齢者の支援にあたっては、福祉以外の社会資源を活用して支えることも大切です。



矯正、更生・保護の社会資源の活用

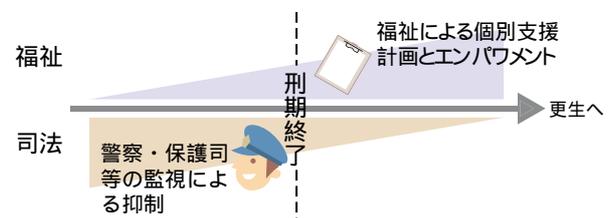
罪を犯した障がい者・高齢者と一般の利用者の最大の違いである「社会的ルールの逸脱」という点には、福祉以外の社会資源を活用して支援することも大切です。

特に社会的ルールの逸脱に対しては、強制力や抑止力という一定の拘束力をもつ司法サイドの資源が有効になります。

また、「罪を犯さない」という意識づけでも、担当職員、保護司、保護観察官と、関わりに濃淡をつけ、外部の力を借りることでより大きな効果が期待できます。

「拘束」から「エンパワメント」へ

仮出所期間は一定の拘束力があり、利用者自身も罪の意識が高い期間です。「拘束」(司法の力)があるこの期間を訓練導入期として活用し、「エンパワメント」(福祉の力)へ、切り替えを行えるかが、支援のポイントとなります。





support 1

保護観察所からの支援

仮出所（仮退院）の方は、矯正施設から保護観察所の監視下へ移ります。仮出所（仮退院）の方へは、面談や覚せい剤使用の方への尿検査等を実施していただき、意識づけにご協力いただけます。

また、支援で困った時は相談が可能です。環境調整で知りえた範囲でアドバイスいただけます。

面談や尿検査を実施。（回数や面談の内容は要相談）
処遇で困った際の相談。

お問い合わせ先 参考資料 P63を参照



support 2

保護司からの支援

保護司とは、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員です。保護観察官と協力して保護観察に当たるほか、本人が刑事施設や少年院から社会復帰を果たした時、スムーズに社会生活を営めるよう、帰宅先の生活環境の調整や相談を行っています。

仮出所（仮退院）の人は、定期的な保護司の方との面談が義務付けられています。社会的信望の厚い方々が選ばれているため、つかれている職業、これまでの知識・経験や特技等に応じた、本人への説諭をしていただけます。

利用者も保護司だけは、自分を理解してくれる人という認識があり、信頼関係づくりがとてもスムーズにできます。

本人への説諭。

お問い合わせ先 全国保護司連盟
http://kouseihogo-net.jp/h3/h3_1.php



support 3

行政（都道府県・市町村）からの支援

罪を犯した障がい者・高齢者は、現在の障害程度区分の判定に社会のルールが守れない反社会性が反映されにくいいため、中度・軽度の方が多い状況です。受け入れてから手厚い支援を必要としている場合は、程度区分の見直し調査を依頼します。

生活保護の受給者には担当のケースワーカーが付きますので、定期的な面談で自立に向けての意識付けを依頼します。



support 4

警察からの支援

問題行動があった場合の意識づけ（警察署にての対応）の協力が得られます。

定期的に来訪していただき講話を依頼することができます。（性犯罪や窃盗について等、講話の内容はある程度こちらから指定できます）



support 5

医療（精神科医）からの支援

支援にあたり、心理的な状況（発達障がい、性格の偏り、物事の捉え方に特有のものがないか等）を臨床的に把握するために、心理判定等を依頼することは、アセスメントに有効です。

覚せい剤に関する職員への講習会開催
対象者の必要に応じての定期的な診察、カウンセリング、意識づけ

必要に応じての医療支援（入院等）



support 6

協力雇用主からの支援

犯罪や非行を犯した人の立ち直りには就労し、生活の安定を図ることが重要です。2007年の調査では、有職者の再犯率に7.1%に対して、無職者の再犯率は37.0%となっています。しかし、こうした人々は、その前歴ゆえに定職につくことが容易ではありません。

協力雇用主とは、犯罪や非行歴のある人を差別することなく、積極的に雇用し、その立ち直りに協力する民間の事業者です。現在、全国に約6,600の協力雇用主がいます。

刑務所出所者等の職場体験講習の受け入れ。
刑務所出所者等の雇用。

お問い合わせ先 保護観察所（参考資料 P63を参照）



support 7

自助グループからの支援

同じ問題を抱えて悩んでいる人々が一堂に会して、自らの問題を率直に語り合い（体験談）傾聴し合うことによって、お互いに癒され、励まし合って、問題を解決して行こうとする集まりを「自助グループ（Self Help Group）」といいます。

依存症の場合は、同じ症状を持つ者同士のピアカウンセリングが効果的です。

当事者同士のカウンセリング

お問い合わせ先 一部お問い合わせ先

全国ダルク（薬物依存） <http://www.yakkaren.com>
社団法人全日本断酒連盟（アルコール依存） 03 3863 1600
<http://www.dansyu-renmei.or.jp/>